

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

主要家畜の飼養戸数・頭羽数及びその規模別分布等を把握し、我が国の畜産業の現況を明らかにすることにより、畜産行政の基礎資料を提供することを目的としている。

2 調査の根拠

調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく承認統計調査として実施した。

3 調査機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

4 調査期日及び期間

(1) 乳用牛調査及び肉用牛調査

平成16年2月1日現在及び平成16年8月1日現在で調査した。

(2) 豚調査及び採卵鶏調査

平成16年2月1日現在で調査した。

(3) 鶏ひなふ化羽数調査

平成15年1月～12月の1年間について調査した。

5 調査の範囲と対象

(1) 調査の範囲

全 国

(2) 調査の対象

ア 乳用牛調査、肉用牛調査、豚調査、採卵鶏調査

乳用牛飼養者（おすのみを飼養している場合を除く。）、肉用牛飼養者、豚飼養者及び採卵鶏飼養者（成鶏めす1千羽未満の飼養者を除く。）を対象とした。

なお、飼養者が複数の畜種（例えば豚と採卵鶏）を飼養している場合は、それぞれの畜種別に、複数の市町村に同一飼養者が畜舎を所有している場合は、それぞれの市町村ごとに調査の対象とした。

ここでいう飼養者とは、家畜を飼養するすべての者（自然人、法人）のことであり、学校、試験場なども含む。

イ 鶏ひなふ化羽数調査

鶏ひなふ化場を対象とした。

6 調査事項

(1) 乳用牛調査

2月1日現在調査・・・状態別飼養頭数、月別経産牛頭数、分べん頭数、乳用向けめす出生頭数、経営耕地・飼料用作物の作付実面積状況、放牧の状況、飼料の自給・購入状況、飼料の給与状況

8月1日現在調査・・・状態別飼養頭数、月別経産牛頭数、分べん頭数、乳用向けめす出生頭数

(2) 肉用牛調査

2月1日現在調査・・・目的別飼養頭数、肉用種子取り用めす牛年齢別飼養頭数、経営タイプ、経営耕地・飼料用作物の作付実面積状況、放牧の状況、飼料の自給・購入状況、飼料の給与状況

8月1日現在調査・・・目的別飼養頭数、肉用種子取り用めす牛年齢別飼養頭数、経営タイプ

- (3) 豚 調 査・・・飼養頭数、経営タイプ、経営組織
- (4) 採卵鶏調査・・・飼養羽数、経営組織、ひなの導入
- (5) 鶏ひなふ化羽数調査・・・ふ化羽数、出荷羽数、え付け羽数

7 調査客体の選定

- (1) 乳用牛調査、肉用牛調査、豚調査、採卵鶏調査

飼養者をその性格により一般階層（営利）と特殊階層（非営利）に区分した。

ア 一般階層（営利）

特殊階層以外の全ての飼養者は一般階層に区分し飼養頭羽数規模による階層分けを行い、層別抽出法により調査客体を選定した。（階層区分の設定等の階層区分は都府県別に行った。また、北海道については道内の地方統計組織ごとに行った。）

なお、一般階層の中で飼養頭羽数がかげ離れて大きい飼養者を含む最も規模の大きい階層は超大規模階層として設定することとし、超大規模階層のすべての飼養者を調査客体とした。

また、肉用牛及び豚では、同一畜種でも経営タイプによりその飼養形態、頭羽数規模が大きく異なる事がある。そのため、経営タイプ別に区分した階層を設定し、さらに経営タイプに適した頭羽数規模に基づいて階層分けを行い、層別抽出法により調査客体を選定した。

経営タイプ別一覧

畜種	区分1	区分2
肉 用 牛	肉用種	子取り
		肉用種肥育
	乳用種肥育	乳用種（ホルスタイン種他）
		交雑種
豚	子取り	/
	肥育・一貫	

（注）肉用牛については最大区分2に示すまでの区分を行った。

イ 特殊階層（非営利）

学校・試験場などの非営利的飼養者は一般の飼養者と性格を異にするので特殊階層として区分した。

また、乳用牛飼養者にみられる子畜のみを飼養（育成）する公共団体、農協等の牧場は、飼養規模がかなり大きく推定上問題を生ずる場合があることから、便宜的にこの階層に含めた。

なお、特殊階層の飼養者はすべての飼養者を調査客体とした。

畜種ごとの調査客体数は下表のとおりである。

畜種別調査客体数

単位：戸

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏
平成16年2月1日	5 350	7 200	5 000	3 050
平成16年8月1日	5 350	7 200	-	-

(2) 鶏ひなふ化羽数調査

ふ卵器総入卵能力20万卵以上のふ化場及び総入卵能力20万卵未満のふ化場のうち国外・県外に初生ひなを出荷するふ化場を調査客体とした。

また、調査期間中に新設ふ化場が操業を開始した場合は、総入卵能力に関係なくすべてを調査客体とした。

8 調査方法

(1) 乳用牛調査及び肉用牛調査

調査員による面接聞き取り（特殊階層のうち学校・試験場については郵送により調査）により実施した。

(2) 豚調査及び採卵鶏調査

郵送により実施した。

(3) 鶏ひなふ化羽数調査

郵送又は、職員による面接聞き取りにより実施した。

9 取りまとめの方法

(1) 乳用牛調査及び肉用牛調査

集計は、都道府県ごとに行った。戸数は、2000年農林業センサス結果により、飼養者をリストアップし、毎年、牛個体識別システムに登録された飼養者ごとの種別・年齢別頭数データ及び情報収集により補正・補完したすべての飼養者リスト（以下飼養者リストと言う。）を用いて一般階層の飼養戸数を単純推定したものに特殊階層の飼養戸数を加えて算出した。頭数は、牛個体識別システムで管理されている品種別、性別、年齢別データの集計結果と、飼養者リストの総頭数及び調査客体の総頭数を用いた比推定で推定値を算出し、これに特殊階層の結果を加えた状態別・目的別頭数（経産牛頭数、肥育牛頭数、子取り用めす牛頭数等）により作成した。

なお、全国結果は都道府県結果の積算により作成した。

「牛個体識別データ集計結果による表章項目」

乳用牛・・・飼養頭数（計）、乳おす出生頭数、交雑種出生頭数

肉用牛・・・飼養頭数（計）、肉用種頭数（黒毛和種・褐色和種・その他）、肉用種めす年齢別頭数、肉用種おす年齢別頭数、ホルスタイン種他頭数（うちめす除く）
交雑種頭数、肉用種出生頭数

「統計表章に用いる階層別の推定式」

ア 戸数

$$\hat{M}_k = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} n_{ik} + M_{ok}$$

イ 頭数

$$\hat{X}_k = \sum_{i=1}^L \hat{X}_{ik} + \sum_{j=1}^{M_{ok}} x_{okj}$$

\hat{X}_{ik} は次のいずれかの方法により推定する。

$$\begin{aligned} \text{比推定の場合} \quad \hat{X}_{ik} &= \frac{\sum_{j=1}^{n_{ik}} x_{ikj}}{n_i} Y_i \\ \text{単純推定の場合} \quad \hat{X}_{ik} &= \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_{ik}} x_{ikj} \end{aligned}$$

上記の計算式に用いた記号は次のとおり

- \hat{M}_k . . . k 階層の戸数の推定値
- L . . . 抽出階層の階層数
- N_i . . . i 抽出階層の母集団リスト戸数
- n_i . . . i 抽出階層の標本の数 (戸数)
- n_{ik} . . . i 抽出階層の標本のうちk階層に属する標本 (母集団リストでは i 抽出階層に分類され、調査結果による分類ではk階層に分類される標本) の数 (戸数)
- M_{ok} . . . 超大規模階層の標本のうちk階層に属する標本の数 (戸数)
- \hat{X}_k . . . k 階層の頭数合計の推定値
- \hat{X}_{ik} . . . i 抽出階層でk階層に属する飼養者の頭数合計の推定値
- Y_i . . . i 抽出階層の母集団リスト上の頭数合計
- y_{ij} . . . i 抽出階層の j 標本の母集団リスト上の頭数
- x_{ikj} . . . i 抽出階層の標本のうちk階層に属する j 標本の頭数
- x_{okj} . . . 超大規模階層の標本のうちk階層に属する j 標本の頭数

(2) 豚調査及び採卵鶏調査

集計は、都道府県ごとに行った。戸数は、飼養者リストを用いて一般階層の飼養戸数を単純推定したものに特殊階層の飼養戸数を加えて算出した。頭(羽)数等は、飼養者リストの総頭(羽)数及び調査客体の総頭(羽)数を用いた比推定で推定値を算出し、これに特殊階層の調査結果を加えて作成した。

なお、全国結果は都道府県結果の積算により作成した。

統計表章に用いる階層別の推定式は(1)の乳用牛調査及び肉用牛調査に準ずる。

(3) 鶏ひなふ化羽数調査

集計は、都道府県ごとにおこなった。

なお、都道府県ごとの集計では、調査項目を合計して合計値を算出し、採卵用、ブロイラー用それぞれについて、すべてのふ化場を対象に整理したふ化羽数年間実績及び調査客体のふ化羽数年間実績(いずれも前年の結果)を用いて採卵用・ブロイラー用にそれぞれ算出した推定係数を乗じて推定値を算出した。また、新設ふ化場が設置された場合は算出された推定値に加算しこれを推定値とした。

全国結果は都道府県別推定値の積算により作成した。

$$\text{推定係数} = \frac{\text{総ふ化場のふ化羽数年間実績}}{\text{調査客体計のふ化羽数年間実績}}$$

10 用語の定義・約束

(1) 乳用牛調査

乳用牛

搾乳を目的として飼養している牛（将来搾乳する目的で飼養している子牛を含む。）をいう。

したがって、本調査の調査対象はめすのみとし、交配するための同種のおすは除いた。

乳用牛、肉用牛の区分は利用目的によることとし、めすの未經産牛を肉用目的に飼養しているものは肉用牛とした。

ただし、搾乳経験のある牛（乳廃牛）を肉用に肥育（例えば老廃牛の肥育）中の牛は肉用牛とせず乳用牛に含めた。

成畜

満2歳以上の牛をいう。

子畜

ただし、2歳未満であっても既に分べんの経験がある牛は、ここに含めた。

経産牛

2歳未満の牛で、分べん経験のない牛をいう。

分べん経験のある牛をいい、搾乳牛と乾乳牛とに分かれる。

搾乳牛

経産牛のうち、現在、搾乳中の牛をいう。

乾乳牛

経産牛のうち、現在、搾乳していない牛をいう。

未經産牛

なお、搾乳経験のある牛を肉用に肥育中の牛（乳廃牛）を含む。

分べん頭数

出生してから、初めて分べんするまでの牛をいう。

出生頭数

分べんした頭数をいい、正常な分べんのほか、早流産、死産も含めた。

乳用向けめす

生きて生まれてきた子牛の頭数をいう。

乳用種おす

出生した子牛のうち、乳用に仕向けるめすをいう。

交雑種

出生した子牛のうち、乳用種のおすをいう。

出生した子牛のうち、乳用種のめすに肉用種のおすを交配して生産された、いわゆるF1牛をいう。F1めす牛に肉用種おすを交配し生産されたF1クロス牛も含めた。

(2) 肉用牛調査

肉用牛

肉用を目的として飼養している牛をいう。肉用牛、乳用牛の区分は、品種区分ではなく、用途・目的によって区分した。

したがって、乳用種のおすばかりでなく、乳用種の未經産のめす牛も肉用を目的として肥育している場合は肉用牛とした。

ただし、搾乳経験のある牛を肉用に肥育しても肉用牛に含まれない。

肉用種

乳用種以外の肉用牛をいう。黒毛和種、褐毛（あか毛）和種、その他に分類し、その他は黒毛和種、褐毛和種以外の肉用種（外国種を含む。）とした。

黒毛和種

毛色・角・ひづめは黒色。肉質は他の品種より優れている。

褐毛和種

毛色は黄褐色から赤褐色。角・ひづめはべっこう色や黒色。

その他

黒毛和種、褐毛和種以外の肉用種。無角和種、日本短角種等の和牛の他、ヘレフォード、アバディーンアンガス等外国牛の肉専用種、肉用種の雑種も含む。

肥育用牛

肉牛として販売することを目的に飼養している肉用種の牛をいう。

したがって、ほ乳・育成中の牛でも引き続き自家で肥育する予定のものは肥育用牛とした。

子取り用めす牛

子牛を生産することを目的として飼養している肉用種のめす牛をいう。過去に種付けしたことのあるめす牛及び将来種付けすることが確定している牛である。

乳用種

ホルスタイン種等の乳用種のうち、肉用を目的として飼育している牛をいう。

ホルスタイン種他

交雑種を除く乳用種のうち、肉用を目的として肥育しているおす牛及び未經産のめす牛をいう。

交 雑 種	乳用種のめすに和牛等の肉用種のおすを交配し生産された、いわゆるF1牛をいう。F1めす牛に肉用種おすを交配し生産されたF1クロス牛も含めた。
経 営 タ イ プ	調査時点における肉用牛飼養者の主な経営形態によって、次の経営タイプのいずれかに分類した。
肉 用 種 経 営	肉用種の子取り・育成・肥育を主目的とする経営をいう。
子 取 り 経 営	子牛の生産を目的とする経営をいう。
肥 育 経 営	もと牛を肉用に肥育することを目的とする経営をいう。
去 勢 肥 育	去勢したおす牛をもと牛として肥育する形態をいう。
そ の 他 経 営	子牛の育成（育成経営）、子牛の生産から育成・肥育まで行うもの（一貫経営）等の経営をいう。
乳 用 種 経 営	乳用種のは育・育成・肥育を主目的とする経営をいう。
育 成 経 営	は育から育成を主とする経営をいう。ただし、は育のみを含む。は育は、生後1～2週間程度のものを導入（出生子牛も含む。）し、3か月程度飼育するものをいう。
肥 育 経 営	育成は、3か月程度の子牛を更に3～4か月程度飼育するものをいう。育成から肥育を主とする経営をいう。
一 貫 経 営	肥育は6～7か月程度の子牛を出荷時まで飼育する経営をいう。は育・育成から肥育まで一貫して行う経営をいう。
肉用種の出生頭数	肉用種で生まれてきた子牛の頭数をいう。

（3）乳用牛調査及び肉用牛調査共通

経 営 耕 地 面 積	乳用牛又は、肉用牛飼養者（学校、試験場等の非営利的な飼養者を除く。）が、農作物を栽培することを目的として経営している土地をいい、けい畔を含む。 なお、経営耕地には、自作地、小作している耕地、裏小作（1年以内）させている耕地、又借り（又小作）している耕地及び共有地で割地されているものを含む。
飼 料 作 物 の 作 付 実 面 積	乳用牛又は、肉用牛飼養者（学校、試験場等の非営利的な飼養者を除く。）が、家畜の飼料にする目的で、飼料作物（牧草を含む。）を作付した田と畑の作付実面積をいう。 なお、同一ほ場に2度作付けした場合は、そのほ場の面積とし、表作と裏作の作付面積が異なる場合には広い方の作付面積とした。
田	耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。
畑	田以外の耕地をいい、普通畑、樹園地、牧草専用地、焼畑、切替畑、堤外地の畑を含む。
借 入 地	飼料作物作付面積のうち、他人から借り入れている耕地をいう。
放 牧	乳用牛又は、肉用牛飼養者（学校、試験場等の非営利的な飼養者を除く。）が、牛が採食可能な植生を有する土地で、その植生を利用して牛を飼養する方法をいう。 したがって、牛に運動させることを主目的とした運動場等での放し飼いは放牧に含めない。
放 牧 面 積	過去1年間に牛が放牧された実面積をいう。 放牧の用に供した土地であり、牧柵等で囲まれた土地のほか、牧柵を用いない土地であっても、放牧中の家畜の行動域の面積（田畑においては経営耕地面積）を含める。
う ち 田	放牧の用に供した土地のうち田の経営耕地面積をいう。

うち畑 放牧頭数	放牧の用に供した土地のうち畑の経営耕地面積をいう。 過去1年間に1日以上放牧された牛の頭数をいう。 なお、調査時点で飼養していない牛を含む。
うち成牛	過去1年間に1日以上放牧された牛のうち、放牧開始時点で満2歳以上の牛及び、満2歳未満であっても分べん経験がある牛をいう。
濃厚飼料	容積が小さく、粗繊維含有量が少なく、可消化養分含有量の多い飼料をいい、穀類（とうもろこし、こうりゃん等）、油かす（なたね油かす、大豆油かす等）ぬか類（ふすま、米ぬか類等）等をいう。
粗飼料	容積が大きく、粗繊維含有量が多く、可消化養分含有量の少ない飼料をいい、生草、乾牧草、サイレージなどイネ科牧草やマメ科牧草などの茎葉をいう。
サイレージ うち飼料稲	牧草や飼料作物等をサイロ等に詰めて乳酸発酵させたものをいう。 稲発酵粗飼料（稲ホルクroppサイレージ）をいい、子実及び茎葉を同時に刈り取り乳酸発酵させたものをいう。
乾草	生草（牧草）を貯蔵するため乾燥したものをいう。
稲わら	稲から子実を除いた茎葉を乾燥したものをいう。
その他	上記以外の粗飼料をいう。
自給飼料購入飼料	飼養者自らが生産する飼料をいう。
購入飼料	市場流通飼料、個人売買による飼料をいい、物々交換及び無償で譲り受けたものを含む。
輸入粗飼料	外国で生産された粗飼料をいう。
国産粗飼料	国内で生産された粗飼料をいう。

(4) 豚調査

豚	肉用を目的として飼養している豚をいう。
肥育豚	自家で飼養して肉豚として販売することを目的として飼養している豚をいい、肥育用のもと豚として販売するものは含めない。
子取り用めす豚	生後6か月以上で子豚を生産することを目的として飼養しているめす豚をいい、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けすることが確定している豚である。
種おす豚	生後6か月以上で種付けに供することを目的として飼養しているおす豚をいい、過去に種付けに供したことのある豚及び近い将来種付けに供することが確定している豚である。
その他	上記以外の豚をいう。また、肥育用のもと豚として販売するものはここに含める。
経営タイプ	調査時点における豚飼養者の主な経営形態によって、次の経営タイプのいずれかに分類した。
子取り経営	過去1年間に養豚による販売額の7割以上が、子豚の販売による経営をいう。
肥育経営	子取り経営以外のもので、肥育用もと豚に占める自家生産子豚の割合が7割未満の経営をいう。
一貫経営	子取り経営以外のもので、肥育用もと豚に占める自家生産子豚の割合が7割以上の経営をいう。
経営組織	調査時点における豚飼養者の主な組織形態によって、次のいずれかに分類した。
農家	調査日現在の経営耕地面積が10a以上ある世帯又は経営耕地面積がこの規定に達しないか全く無いものでも、調査期日前の1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上あった世帯をいう。

耕作農家 非耕作農家	農家のうち、調査期日現在の経営耕地面積が10a以上の世帯をいう。 農家のうち、調査期日現在の経営耕地面積が耕作農家の規定(10a)に達しない世帯をいう。
協業経営	農事組合法人及び法人格の有無に関わらず、2戸以上の世帯が肉豚等の生産、販売、収支決算等経営の一切の過程を協同で行い、収益を分配しているものをいう。
会社	株式会社、合資会社、合名会社、有限会社等法人格を有するものをいう。 ただし、協業経営及び1戸1法人(農家とみなす。)を除いた。
その他	農協等が経営している場合をいう。
(5) 採卵鶏調査	
採卵鶏 成鶏めす	鶏卵を生産することを目的として飼養している鶏をいう。 生後6か月齢以上のめすの鶏をいう。 ただし、種鶏の成鶏めすは除いた。
ひな	生後6か月齢未満のめすの鶏をいい、産卵をしても6か月齢未満の鶏はここに含めた。 ただし、種鶏のひなは除いた。
種鶏	採卵用のひなの生産を目的として、種卵採取を行うための鶏をいい、おすを含む。
経営組織	鶏卵を生産する事業体を経営組織により分類した。 なお、経営組織の分類は、豚に準じた。
初生びな 大・中びな	え付け前のひなをいう。 初生びなのえ付け後6か月齢未満をいい、え付け後90日齢未満までを中びな、90日齢から6か月齢未満を大びなという。
(6) 鶏ひなふ化羽数調査	
ふ化場	ふ卵器を使用して、卵を人工的にふ化(発生)させる事業所をいう。ここでは、販売及び自家用の鶏ひなのふ化場を対象とし、教育用あるいは研究用にのみふ化する学校、研究機関などは含めない。
(ひなの用途区分)	
採卵鶏	鶏卵を生産する目的でふ化するひなをいう。 したがって、採卵用とブロイラー用の兼用種は用途によって区分した。 ただし、愛がん用(東天紅、尾長鶏、チャボ等)は含めない。
ブロイラー用 種鶏	当初から食肉に供する目的でふ化するひなをいう。 採卵用及びブロイラー用のひなの生産を目的として種卵採取を行うためのひなをいう。
ふ化羽数 出荷羽数	ふ卵器を使用して、鶏卵を人工的にふ化させた羽数をいう。 ふ化業者が出荷した初生びなの羽数をいう。(国外出荷を含む。) また、ふ化場で、大・中びなまで育成した場合は、え付けをもって初生びなの出荷とした。
え付け羽数	ふ化業者が出荷(自家育すう用を含む。)した初生びなを鶏飼養者(育すう業者を含む。)が、え付けした羽数をいう。(国外でえ付けされたひなは除く。)
初生びなの出荷月	ふ化した月により調査した。 したがって、月末にふ化して翌月に出荷されるひなは、ふ化月の出荷羽数として計上した。

11 利用上の注意

(1) 統計表の地域区分

全国農業地域の区分は、次のとおりである。

全国農業地域	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	新潟、富山、石川、福井
東海	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
近畿	岐阜、静岡、愛知、三重
中国	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
九州	徳島、香川、愛媛、高知
沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
東海農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
中国四国農政局	岐阜、愛知、三重、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の各地方農政局管内の所属府県は、全国農業地域の所属都道府県と同じである。

(2) 統計表に用いた記号は、次のとおりである。

- 「 - 」：事実のないもの
- 「 … 」：事実不詳又は調査を欠くもの
- 「 0 」：調査値が表示単位に満たないもの
- 「 X 」：秘密保護上統計数値を公表しないもの

(3) 統計数値のラウンド方法は、次のとおりである。

ア 戸数

平成16年2月1日現在調査から、3桁以下の数値を原数表示することとし、4けた以上の数値において以下のラウンド基準により四捨五入を行った。

なお、ラウンドのため、内訳と計は必ずしも一致しない。

また、解説中の統計表における頭(羽)数は、原数を千頭(羽)単位で四捨五入を行い表示した。

原数	7けた以上 (100万)	6けた (10万)	5けた (万)	4けた (1000)	3けた (100)	2けた (10)	1けた (1)
ラウンドするけた (下から)	3けた	2けた	2けた	1けた	しない	しない	しない
〔例〕 ラウンドする前 (原数)	1 234 567	123 456	12 345	1 234	123	12	1
ラウンドした数値 (統計数値)	1 235 000	123 500	12 300	1 230	123	12	1

イ 頭（羽）数

以下のラウンド基準により四捨五入を行った。

原 数	7けた 以上 (100万)	6けた (10万)	5けた (万)	4けた (1000)	3けた (100)	2けた (10)	1けた (1)
ラウンドするけた (下から)	3けた	2けた	2けた	1けた	1けた	1けた	1けた
〔例〕 ラウンドする前 (原 数)	1 234 567	123 456	12 345	1 234	123	12	1
ラウンドした数値 (統計数値)	1 235 000	123 500	12 300	1 230	120	10	0

- (4) 統計表の規模別、経営タイプ別、経営組織別戸数、頭（羽）数については、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた。
- (5) 平成7年及び12年の農（林）業センサス実施年については、畜産基本調査を休止したため、解説中に用いた両年の数値は、畜産予察調査及び情報収集により取りまとめた「家畜の飼養動向」によった。

12 主要項目の実績精度（標準誤差率）

調 査 名	調 査 区 分	項 目	標準誤差率
豚調査	2月調査	総 頭 数	0.41%
採卵鶏調査	2月調査	総 羽 数	0.67%

$$\text{標準誤差率}(\%) = \text{標準誤差} \div \text{推定値} \times 100$$

13 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 畜産・木材統計班
 電話：(代表) 03(3502)8111 内線2842、2843
 (直通) 03(3502)8094

